

2017年5月22日

第1564号(週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
http://kasugaiminsyo.st1.jp

グリーンパレス春日井1階第1会議室 18時30分～

6月2日(金)は定期総会です こそって参加ください!



▲昨年の定期総会であいさつする森山行良会長

6月2日(金)、春日井民商の第51回定期総会がグリーンパレス春日井で開催されます。みなさんの積極的な参加をお願いします。

春日井民商定期総会は、昨年一年間の活動のまとめを行い、今年一年の活動方針や新年度予算、新しい役員体制を確認する春日井民商の最高議決機関です。

総会は、役員と代議員によって構成され、代議員は各支部から10名に1人の割合で選出されます。

代議員に選出された場合、必ず総会に出席してください。代議員として選出されていなくても、会員の方ならど

「特別徴収税額決定通知書」が届いています

先週号でお知らせしたとおり、各自治体から「特別徴収税額決定通知書」が順次届いています。

春日井民商にも5月15日、瀬戸市在住の従業員の分の決定書が届きましたが、個人番号(マイナンバー)が記載されていました。なお、当該従業員からは個人番号の提供がなく、給与支払報告書にもその旨を明記して瀬戸市に提出しています。

にもかかわらず決定書に個人番号を記載することは、自治体が「組織的」に個人情報の漏えいをしたといわざるをえません。このため、春日井民商では個人番号のない決定書の交付を求め、即刻瀬戸市長あてに送り返しました。

対象となる事業所の方で、他自治体から同様に個人番号が記載された決定書が届いた方は、それぞれの自治体に送り返しましょう。ご不明な点がある方は事務所までお問い合わせください。

なたでも評議員として参加し発言することができません(決議権はありません)。婦人部の方の参加も歓迎します。

今年は、共済会総会もあわせて開催します。このため開始時刻が例年より30分早い18時30分から開始となりますのでご注意ください。

定期総会では、毎年お弁当を出しています。6月2日(金)夜は、今から予定を空けて、ひとりでも多くのみなさんに、定期総会への積極的な参加を呼びかけます。

今年も入荷しました!

毎年大好評!
小豆島の

1.8 kg

2,200円

とろろかん



簿記教室6月13日(火)スタートです!

日程: 6月13日からの毎週火曜日 14時~16時
(全8回を予定)

受講料: 民商会員 10,000円
会員以外 15,000円

※これまでに春日井民商の簿記教室を受講されたことのある方は、無料で再受講できます。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀